

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2017年6月12日）

第175号（2016年度・第6号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

「銀婚式休暇（5日間、既に経過している場合は3日間）」新設決まる ～扶養手当支給額引下げへの代償措置、「祝金10万円支給」は困難と

山口大学教職員組合は、山口大学が3月1日に提示した二つの代償措置（二次検診職務専念義務免除、介護休業対象家族緩和：3/9、くみあいニュース第173号掲載）では不十分として、3月21日の申し入れ書（2頁に掲載）に基づき3月23日に開催された第3回団体交渉結果を踏まえて、4月28日に「配偶者等に拘わる扶養手当減額に対する代償措置について」との提案書を提出し（3頁に掲載）、①配偶者手当受給者に対する「銀婚式休暇」5日間新設と10万円の祝金支給②サバティカルリーブの全学的実施③配偶者手当支給要件の引上げ（現行の所得制限130万円未満を150万円未満に）等の実施を求めていましたが、これに対して6月1日に学長名回答が提示されました（4頁に掲載）。

この結果、組合が要求した銀婚式休暇の新設が実現することとなりました。こうした制度は全国的にも珍しいもので、かつての夏季特別休暇（3日間）新設、さらには2014年（平成26年）に55歳以降昇給停止措置への代償措置として実現した「55才を超える者へのマイホリデー2日追加（計5日）」に次ぐ休暇制度の改善となります。組合に対して、すでに多くの教職員から歓迎の声が寄せられています。

しかし、祝金の支給は「本学の厳しい財政事情を考慮して、新設は困難であると判断」として、実施を回避するものとなっていますし、サバティカルリーブは学部の判断とし、扶養手当支給要件緩和は諸々の事情を羅列して「困難であると判断」との回答になっています。



銀婚式祝金新設のための経費試算はしていない：「財政事情」に根拠なし

～組合試算では二百万円、給付額数万円なら数十万円の予算で実施可能～



回答書を持参した久保梓特命課長に鴨崎委員長が「財政事情で困難との回答だが、祝金給付のための所要経費はどの程度か？」と問いただしたところ、久保課長は「試算はしていません」と！

とんでもない話です。「財政困難」と言いさえすれば、組合の要求、教職員の声は何でも拒否できると思っているのでしょうか？

実際には、大学が提示した資料によれば「配偶者手当」受給者はおよそ600名です。仮に30才から60才までの人が受給していると仮定した場合、1年間で20人程度ですので、1人当たり10万円を給付するための所要経費は「約200万円」となります。「そうは言っても厳しい」と言うのであれば、せめて3万円（ご夫婦で一泊できる程度の金額）とすれば、「わずか60万円」となります。要は、気持ちの問題、やる気の問題、ということでしょうか・・・。

なお、組合は、「制度新設時点で銀婚式（結婚25年目）を過ぎている者には3日間の特別休暇と5万円の祝金」を要求しているため、初年度分は別に一定の経費が発生しますが、給付額によっては山口大学の財政規模からして、十分実施可能な範囲の額と言えます。

組合はこの「回答」では不十分という立場で再度要求を提示し、引き続き交渉を求めていく予定です。組合員、教職員の皆さんが率直なご意見・要望などお寄せ下さることをお待ちしております。



2017年（平成29年）3月21日

国立大学法人山口大学
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎 義春



職員給与決定規則改正案の内、扶養手当支給額引き下げに関する
代償措置等について（申入れ）

このことについて、この間の団体交渉を踏まえて3月1日に代償措置として「二次健診の職務専念義務免除」「介護休業の対象家族の緩和」を実施したい旨の提案がなされたことにつきましては、教職員の労働条件改善にあたる提案であり評価すると共に御礼申し上げます。

しかるに、私どもが直接問題としている配偶者等に係る扶養手当支給額の段階的引き下げ案そのものについて当初の提案どおりとなっていることについては、了解できるものではありません。

つきましては、3月23日（木）に開催が決まっております団体交渉の場において、さらに十分な協議を行いたいと考えている次第ですが、現在の改正案どおりの実施ではなく、支給額引き下げにより経済的損失を被る階層に対する十分な配慮をいただくよう求めます。

中国地方のA大学では、扶養手当支給額の変更を1年繰り延べて平成30年度からの実施とする他、配偶者のいない場合の1人目の子に係る手当額（11,000円の特例措置）について平成31年度末までの間、現行を維持することとされています。また、近畿地方のB大学では、平成29年度は給与勧告どおりの実施ではあるものの、平成30年度の改訂額を平成32年度までの3年間維持し平成33年度に「完成」させることとされています。

山口大学においても、こうした他大学の例等を参考として扶養手当支給額の段階的変更案の見直しを行っていただくよう申し入れる次第です。

この他、2月27日に申し入れました勤勉手当支給実績等に関する資料を速やかに提示いただいた上で、「勤勉手当支給率の年間0.1カ月分引上げの今年度実施」を再度要求します。

また、私どもとしては勤勉手当の支給区分全体について納得しているものではありませんが、大学自身が定めた「勤勉手当の勤務成績に関する取扱要項」を学長判断で大幅に変更実施することはあつてはならないことと考えていることを申し添えておきます。



2017年（平成29年）4月28日

国立大学法人山口大学
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎義春



配偶者等に拘わる扶養手当減額に対する代償措置について

配偶者等に拘わる扶養手当支給額の削減が労働条件の不利益変更にあたることについては議論の余地のないところですが、3月1日付けで「二次検診の職務専念義務免除」及び「介護休業の『対象家族』の緩和」の2点を提示いただいたことについて、あらためてお礼申し上げます。

その上で、3月23日に行いました団体交渉の席上、田中人事労務担当理事より、「特別休暇の新設等について組合からの提案があれば、検討したい」との意向が表明されましたことを踏まえて下記のとおり提案いたしますので、その導入を前向きに検討いただくよう求める次第です。

記

1. 配偶者に拘わる扶養手当受給者に対して「銀婚式休暇（仮称）」として5日間の特別休暇を新設すること。また、その際に、「祝金（仮称）」として10万円を支給すること。当該休暇の取得については、挙式・入籍等から25年となる日の前後1年以内の取得を条件とすること。
なお、制度導入時点ですでに「銀婚式」該当日を越えている者については、3日間の特別休暇と5万円の祝金を措置すること。
2. 大学教員に対して、すでに理学部等で実施されている「サバティカルリープ（サバティカル研修）制度を大学として導入すること。その際、必要となる非常勤講師の雇用経費を措置すること。
3. 扶養手当に関する取扱要項で定めている配偶者等に拘わる扶養手当支給要件（扶養親族の範囲）を、年額130万円未満から150万円未満に引き上げること。

平成 29 年 6 月 1 日

山口大学教職員組合
執行委員長 鴨崎 義春 殿

国立大学法人山口大学長
岡 正 朗



配偶者等に拘わる扶養手当減額に対する代償措置について（回答）

平成 29 年 4 月 28 日付けで依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1. 配偶者に拘わる扶養手当受給者に対して「銀婚式休暇（仮称）」として5日間の特別休暇を新設するご提案につきましては、今年度中に規則改正を行い、新設する方向で検討しております。
また、導入時点で既に「銀婚式」該当日を超えている者について3日の特別休暇を新設するご提案につきましても、今年度中に規則改正を行い、新設する方向で検討しております。
なお、「祝金（仮称）」10万円及び5万円を支給するご提案につきましては、運営費交付金が毎年度削減されており、本学の厳しい財政状況の見通しを考慮して、新設することは困難であると判断しております。
2. サバティカルリープ（サバティカル研修）制度を大学として導入するご提案につきましては、その制度の必要度は当該部局において判断されるものと考えております。
なお、「非常勤講師の雇用経費」を措置するご提案につきましては、非常勤講師を措置する必要度の判断は、当該部局においてなされるものであり、雇用経費についても当該部局において判断されるものと判断しております。
3. 扶養手当支給要件を130万円未満から150万円未満に引き上げるご提案につきましては、人事院規則の扶養手当認定要件及び共済組合による被扶養者認定要件の取扱いが従来のみであり改正されていないこと、民間企業でも社会保険の加入基準である130万円未満としているところが多数であること、また、近年の社会の動向としては配偶者手当を縮小する傾向にあり、それを拡大することは社会の動向とは異なることになると考えられることから、引き上げることは困難であると判断しております。
なお、仮に150万円未満に引き上げた場合、扶養手当と共済組合被扶養者の認定要件が異なることにより事務作業が従来より繁雑になり、業務改善に逆行することにもなると考えられます。

以上